

景観形成修景費補助金

優れた景観への誘導を促進し、小田原らしい街なみ景観の形成に貢献する建物の新築や修繕などについて、工事費の一部を補助します。

1. 補助対象者

(1) 右記枠内の景観計画重点区域

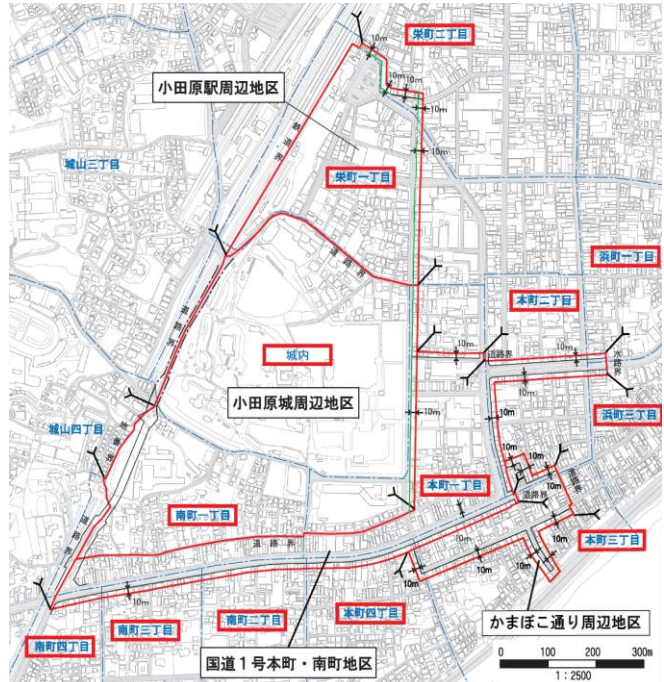
- ・小田原駅周辺地区
- ・小田原城周辺地区
- ・国道1号本町・南町地区
- ・かまぼこ通り周辺地区

にて、下記の補助対象事業を行う方

(2) 市税を滞納していない方等

(3) 工事を急いでいない方

(6月末頃までに予約して頂き、翌年4月以降、補助金交付決定通知後に工事着手する方)



2. 補助対象事業

(1) 小田原市景観計画の景観形成の方針に基づく新築・修繕等

※外壁の塗替えのみでは対象となりません。(下記対象工事例参照)

(2) 国、県、市等の他の補助金を受けていないもの

(3) 建築基準法等に違反した工事でないもの

<対象工事例> (前面の道路から見える部分のみ補助対象)

- ・木調のルーバーの設置
- ・塗り壁
- ・デザインに配慮した建具、手すり等の設置
- ・銅板加工等の雨樋の設置
- ・自然石やタイルなどを用いたデザイン 等



瓦葺き・
外壁板張り・
窓欄干設置等

化粧縦格子・
洗い出し腰壁
設置等



景観修景例

4. 対象経費、補助率、限度額

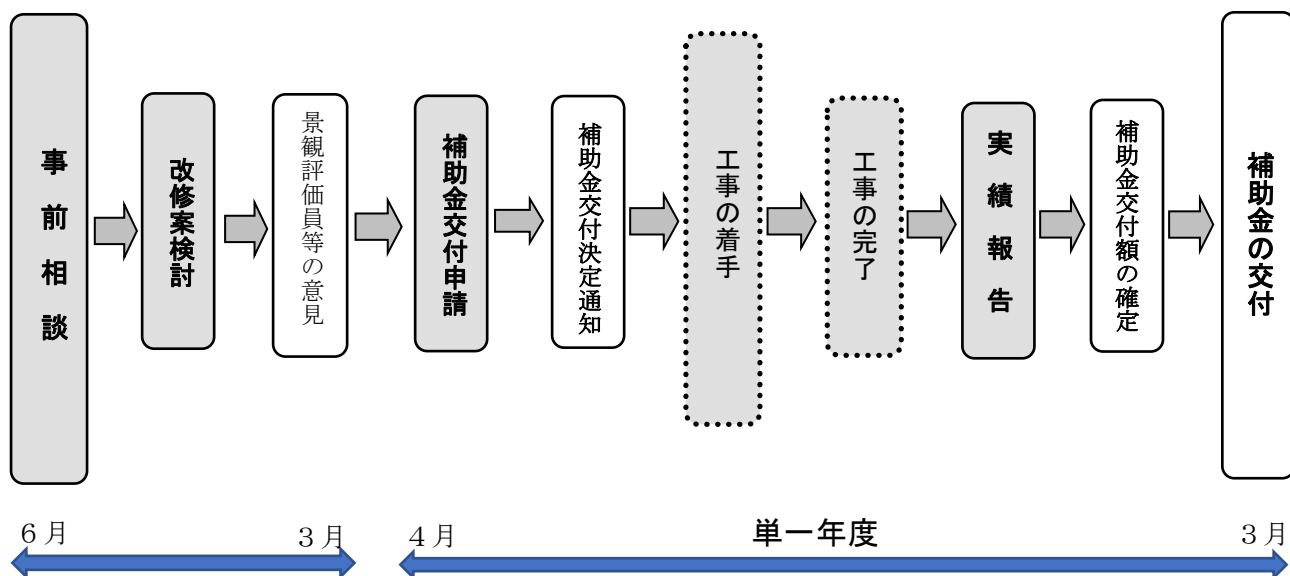
区分	対象経費	補助率	限度額
建築物	建築物の新築、増築若しくは改築又は建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費及び工事費のうち外壁及び屋根に係る経費	2/3	150万円

※その他付帯工事に対する補助もあります。

<限度額の加算>

建物が公道に面する部分が10m以上の場合や、近隣の建築物と同時期に修景工事を行う場合などに加算があります。(一敷地当たりの補助金交付の合計限度額は200万円)

5. 補助金交付の手続きの流れ (単一年度に着手して完了する必要があります。)



<お問合せ>

小田原市役所 都市部 都市計画課 景観係

Tel : 0465-33-1573

E-mail : ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp